

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 文化課		担当者	村尾 幸子				
事務事業名	文化財保護事業							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金交付要綱							
補助経過年数	2 1 年以上							
平成30年度 予算額	122 千円	国県支出金 千円	一般財源 122 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	会議開催状況		12回		平成3 5 年度			
成果指標②	機関紙の発行状況		年1回		平成3 5 年度			
補助対象者	薩摩川内郷土史研究会							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費ほか、特に必要であると認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	・郷土史研究会の発表会及び講演会の開催、文化財探訪等の運営に要する経費 ・機関紙発行に要する経費							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	122,000円							
上記項目の積算方法	予算に定める額以内							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年の事業（団体）等の 決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	252,176	55.1%	234,275	52.0%	197,400	50.1%
		会費収入	124,000	27.1%	116,000	25.7%	128,000	32.5%
		事業収入	128,176	28.0%	118,275	26.3%	69,400	17.6%
		寄付金・その他助成	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		市補助金	122,000	26.7%	122,000	27.1%	122,000	31.0%
		雑収入	11,655	2.5%	25,088	5.6%	22,302	5.7%
		（前年度繰越金）	71,579	15.6%	69,167	15.4%	52,474	13.3%
	計	457,410	100.0%	450,530	100.0%	394,176	100.0%	
	支出	事業費	50,563	11.1%	51,285	11.4%	27,414	7.0%
		人件費	99,000	21.6%	92,000	20.4%	79,000	20.0%
		印刷製本費	238,680	52.2%	254,771	56.5%	238,480	60.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%	0	0.0%
		（翌年度繰越金）	69,167	15.1%	52,474	11.6%	49,282	12.5%
		計	457,410	100.0%	450,530	100.0%	394,176	100.0%
		支出計/前年度支出計				98.5%		87.5%
		自己資金/前年度自己資金				92.9%		84.3%
翌年度繰越金/市補助金		56.7%		43.0%		40.4%		
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	12		12		11			
成果指標の推移②	1		1		1			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成27年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」						
	【前回評価への回答】	・運営に対する補助ではなく、研究会・講演会や成果に対する補助といった補助金のあり方を検討されたい。						
	【事業のPR方法】	市広報 資料館等への案内掲示						
	【費用対効果】	本補助金による講演会等の事業を実施することにより、薩摩川内市の歴史を市民に広く周知することができるため、費用対効果は大きいと考えられる。						
	【補助事業以外の事業】	なし						
	【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	本市の歴史について研究を行い、その研究成果として定期的に機関誌を発行しており、市民に郷土の歴史を認識させるとともに、学術の発展にも寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	①に該当する。 補助金は研究費や機関誌の発行のために充てられており必要性は高いものと思われる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	研究会の会議開催状況や機関誌の発行状況は当団体の活動状況や市民への貢献度を的確に表している。また、会議の開催状況や機関誌の発行のほか、講演会を定期的に開催するなど目標、成果の達成に向け適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	郷土史の研究はその幅（年代・地域・ジャンル）が広いため行政（文化課や歴史資料館）だけでは困難である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	補助額は『予算で定める額以内』とされており、明確な根拠とは言い難い。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	会費の徴収や、機関誌の販売により自主財源を積極的に確保している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	講演会を定期的に開催し、当該会員以外にも積極的に参加を促している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	会費の徴収や機関誌の販売など自主財源を積極的に確保するなど努力が見受けられ、公益性が高く、妥当であるといえる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は明確に規定されており、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 薩摩川内郷土史研究会は本市の歴史についての研究活動を行っており、年に1回の機関誌発行のほか、歴史資料館等への本市の歴史に係る情報提供など、公共性の高い事業を展開しており、当該補助金はこれらの活動の一助となっている。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管
			□休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 当該団体の研究活動や研究成果を活用し、『薩摩川内市史』の発刊等に活用したい。 また、会員募集や講演会などのPR手段をさらに検討するよう指導したい。		《まとめ》

郷土史研究会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる郷土史研究会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 郷土史研究会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 郷土史の研究を支援し、文化財の保存・保護に対する市民への意識高揚を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 郷土史研究会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 郷土史研究会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 郷土史研究会の発表会及び講演会の開催、文化財探訪等の運営に要する経費。
- (2) 機関誌発行に要する経費。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 郷土史研究会運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

2 郷土史研究会運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 郷土史研究会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に郷土史研究会運営補助金を交付す

ることが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 郷土史研究会運営補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類により行うものとする。

(効果の測定)

第8条 郷土史研究会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の指標を用いて測定するものとする。

(1) 研究会の会議開催状況

(2) 機関誌の発行状況

(3) 文化財の保存・保護活動状況

(補助事業者等の責務)

第9条 郷土史研究会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める
附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。